

茅ヶ崎リハビリテーション専門学校

(卒業)

- 第27条 学校長は本校所定の課程を修了したものに卒業を認定し、卒業証書を授与する。
- 2 卒業の認定は、所定の学科目を履修し、単位を取得したものについて行う。
 - 3 第1項から第2項において卒業を認められる者のうち、文部科学大臣が認める医療専門課程理学療法学科、作業療法学科を修了した者については、高度専門士(医療専門課程)の称号を、医療専門課程言語聴覚学科を修了した者については、専門士(医療専門課程)の称号を授与する。